

第 1 2 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 6 年 2 月 5 日 (木)
午後 1 時 3 0 分
場 所 志波姫町「エポカ 2 1 」

会 議 次 第

1 開 会

2 新市の名称名付け親大賞表彰

3 挨拶

4 会議録署名委員の指名

5 協議事項

- 協議 第 4 1 号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議 第 4 2 号 農林水産関係事業（その 2 ）について
- 協議 第 4 3 号 環境衛生関係事業について
- 協議 第 4 4 号 その他の福祉事業について
- 協議 第 4 5 号 社会教育事業について
- 協議 第 3 9 号の 2 児童福祉事業について
- 協議 第 4 0 号の 2 新市建設計画（第 4 章 建設計画 第 5 章 公共的施設の適正配置と整備）について

6 提案事項

- 協議 第 1 6 号の 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議 第 4 6 号 地方税の取扱い（その 2 ）について
- 協議 第 4 7 号 一部事務組合等の取扱い（その 1 ）について
- 協議 第 4 8 号 新市建設計画（第 2 章 新市の概況 第 3 章 建設の基本方針）の修正について

7 その他

8 閉 会

協議第40号の2

新市建設計画（第4章 建設計画 第5章 公共的施設の適正配置と整備）
について

新市建設計画（第4章 建設計画 第5章 公共的施設の適正配置と整備）に
ついて、次のとおり提案する。

平成16年2月5日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

平成 年 月 日確認

第4章 建設計画

2. 交通利便性、生活利便性の高いまちづくり

これまで以上に利便性を高めるため、幹線道路と生活道路の体系的な（ネットワーク化）整備を行います。さらに整備にあたっては、自然景観などに配慮した整備や、歩道の整備、バリアフリー化など、人にやさしい安全で安心な道路の整備に努めます。

総合的な交通体系の整備

東北縦貫自動車道のインターチェンジや東北新幹線くりこま高原駅の高速交通網やJR東北本線各駅のアクセス改善を図ります。

また、みやぎ県北高速幹線道路（主要地方道 築館登米線）をはじめとする、隣接地域への広域交流交通網の整備を図るとともに、幹線道路の早急な整備を国・県へ要望し、早期の整備を促進します。

さらには、市民生活に密着した利便性の高い生活道路網の整備を図るとともに、交通基盤の機能・利便性を向上させ、総合的な交通体系の改善を図ります。

公共交通機関は、通勤・通学、通院等の市民の足として、運行サービスの充実と利便性の向上を図りながら、新しい運行形態の公共交通を調査研究していきます。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
総合的な交通体系の整備	高速交通網のアクセス向上	アクセス路の整備促進 幹線道路のネットワーク化の整備促進
	公共交通機関の利便性の向上	乗合交通事業（タクシーによる予約型運行）の調査研究 住民バス運行事業の充実 公共交通機関の乗り継ぎ改善 利用者ニーズにあったバス路線の見直し
	広域交流交通網の整備	広域交流のための交通網の整備促進
	生活道路網の整備	生活道路の計画的整備充実 防雪、除雪体制の強化 美しい道路景観の形成維持

3. 自然に対する負荷の少ない資源循環型社会のまちづくり

新市の豊かな自然環境を、将来にわたり維持・保全していくためにも、身近な日常生活から環境負荷の低減に努めるとともに、住民と行政の協働による資源循環型社会づくりに取り組んでいきます。

新エネルギー等の導入

地域の自然環境保全と資源循環型社会を実現するため、バイオエナジータウン構想を中心に、自然エネルギー利用の可能性やバイオマスエネルギー源の利用の可能性を検討し、新エネルギー導入を促進します。

公共的施設の一体的整備

公共的施設の整備については、効率的な施設整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特殊性を考慮するとともに、公共交通・情報通信網といった基盤整備状況等にも配慮して、十分な検討を行います。

また、新市の本庁舎については、当分の間、既存施設を活用し、新たな庁舎建設は、最も効果的・効率的な整備手法の選択を行い、将来の財政負担・市民の利便性等を勘案のうえ、整備していきます。

さらに、合併前の役場庁舎については、市民生活に密着した行政サービスを提供するため、当分の間、総合支所機能を有する施設として存続させ、情報ネットワークの構築等を図っていくとともに、地域防災拠点や、その他公共的施設との複合的な多目的利用に努めるなど、既存施設の有効活用を図っていきます。

事務事業・行政組織の見直し

住民ニーズや政策課題に柔軟に対応した、また、地方分権に伴う権限移譲などへ対応した体制となるよう行政組織の再編を行います。

また、行政が直接行うより民間活力の方がより有効で効率的な業務においては、民間委託を進め、様々な場面に対応できる事務事業となるよう、的確な見直しを行っていきます。民間委託を進めるにあたっては、委託の効果やプライバシー保護などに十分に配慮します。

【主要事業】

施策の方針	事業名	事業概要
行政能力の高度化	専門職の育成	専門職の育成確保と職員の資質向上 人事管理システムの導入検討
	行政基盤の強化	統合型地理情報システム（GIS ¹ ）の導入検討 PFI ² 方式等新たな整備手法の導入検討 適正な組織再編と人員配置等による財政基盤の強化
公共的施設の一体的整備	効率的な施設整備と運営	画一的な施設整備の見直し 効率的・効果的な施設運営の推進
	庁舎等の機能充実	本庁舎の建設と総合支所等の多目的利用のための整備 各種申請や公共的施設の利用に関する手続きのオンライン化の推進
行政組織・事務事業の見直し	行政組織の再編	地方分権への体制整備 行政改革の推進
	事務事業の見直し	行政評価システムの導入 効果的な事務事業の見直し 民間委託の推進

1 / GIS Geographic Information System の略。地理的情報をもとに、そこに様々な情報を関連づけデータ化したもの。災害の発生場所や影響範囲、避難場所情報などを総合的に表示したりします。

2 / PFI Private Finance Initiative の略。行政が今まで実施してきた社会資本の整備を、民間の資金・技術・経営能力を活用して実施する手法。

第4章 建設計画

2 新市における宮城県事業

新市の建設にあたっては、宮城県からの支援が重要です。ここでは、宮城県が主体となって実施する事業をはじめとして、その支援の概要について記載します。

(1) 支援の基本方針

「宮城県総合計画」では、新市となる広域栗原圏の2010年の将来像は、次のように描かれています。

「豊かな自然環境をはじめとする地域資源や交通基盤の利便性を生かし、生産性の高い農業の推進や工業立地の進行等、活力ある地域産業の振興が図られています。また、環境調和型社会の形成に向けて他地域をリードする先進的な取組が行われるとともに、広域的な観光・リゾートの整備や快適な生活環境の整備が進められ、そこに暮らす人々がゆとりと安らぎを享受できる地域が形成されています。」

また、施策展開の方向性として、

1. 高速交通体系を活用した地域産業の振興
2. 優れた自然環境との共生を重視した先導的な地域づくり
3. ゆとりと安らぎのある生活環境の形成

を掲げており、これらの実現のためのひとつとして、市町村合併の支援があります。

新市においては、県とのパートナーシップのもと、これまでの基本方針に沿った施策の実現のために積極的な事業展開を進め、県においてもこれらを支援していきます。

(2) 支援策の概要

県事業の実施による支援

イ. 交通体系整備の支援

国道4号線、398号線及び457号線をはじめとする整備方針を踏まえて、広域交流や地域間交流の促進、地域内交通の円滑化など地域住民の利便性向上を目指した道路整備が行われます。

また、広域交流の人口増加や地域産業の活性化を図るために、みやぎ県北高速幹線道路（主要地方道 築館登米線）をはじめとする、主要地方道の整備も取り組まれます。

【主な県事業】

県道 若柳築館線	若柳内谷川
みやぎ県北高速幹線道路(期)	築館嘉倉～迫北方
主要地方道 中田栗駒線	若柳福岡
県道 くりこま高原停車場伊豆沼線	若柳多賀
県道 大門有壁線	金成有壁
県道 文字下細倉線	栗駒下山神
主要地方道 中田栗駒線	金成神林
主要地方道 古川一迫線	高清水手取
主要地方道 河南築館線	瀬峰日向
町道 辻前遠堀線過疎代行事業	鶯沢南郷
町道 滝野合道線過疎代行事業	一迫川口滝野
都市計画道路 源光町田線	築館内沢

ロ. 治山治水・交通安全対策の支援

地域住民の安全・安心で快適な暮らしを守るため、がけ崩れ・地すべりの起こりやすい危険箇所や子ども、高齢者に配慮した歩道の設置などを、優先度及び緊急度に応じて、順次整備が行われます。

【主な県事業】

治山事業	未定
地すべり対策事業	築館館下, 花山宿
河川事業	熊川(栗駒), 芋埴川(栗駒築館), 荒川(若柳)
ダム事業	小田ダム, 花山ダム
砂防事業	花山(坂下, 大向, 金沢)
急傾斜地崩壊対策事業	金成後山
国道398号落石・崩壊対策事業	花山湯浜
主要地方道 築館栗駒公園線 法面保護事業	栗駒沼倉
国道457号自歩道設置	鶯沢五輪原
主要地方道 築館栗駒公園線 自歩道設置	栗駒峯崎(下宮野)
主要地方道 河南築館線 歩道設置	築館照越
県道 栗駒金成線 歩道設置	栗駒鳥沢
県道 有壁若柳線 自歩道設置	若柳武槍
県道 田尻瀬峰線 歩道設置	瀬峰藤沢

八．農業基盤整備の支援

県では、平成 12 年 7 月に「みやぎ食と農の県民条例」を施行し、平成 13 年 10 月には基本計画を策定しました。この計画をもとに、食における多様な住民ニーズに対応し、21 世紀にふさわしい農業を実現するための事業推進が図られます。

【主な県事業】

農村振興総合整備統合補助事業	志波姫
水田農業経営確立排水対策事業	若柳伊豆沼第 2 工区
経営体育成基盤整備事業	築館（城下，芋埜） 若柳（下畑岡，川北，新田，川北 2 期，新蒲，南谷地，杭ヶ浦） 栗駒（栗原，尾松第 1，渡丸，尾松第 2，森菱沼） 一迫（王沢，一本杉） 瀬峰（大里，富，上沢田） 金成（金生，沢辺） 志波姫（中沖，間海）
ため池等整備事業	栗駒沼倉，志波姫上沼 3 期
かんがい排水事業	栗駒（迫川上流，迫川上流 3 期）
中山間地域総合整備事業	金成萩野

二．林業及び森林整備の支援

森林は木材生産機能のほか、国土の保全、水源のかん養などの公益的機能を持ち、地域住民にやすらぎと潤いを与え、清浄な水と空気を供給する宝庫として大きな役割を果たしています。このため、森林の有するこれら多面的機能が持続的に発揮されるよう、適正な森林整備が行われます。

【主な県事業】

治山事業	（再掲）
------	------

ホ．生活環境整備の支援

地域住民の快適な生活環境の確保・改善及び農業用排水の水質保全等のため、流域下水道事業及び農業集落排水事業が推進されます。

【主な県事業】

農業集落排水事業	金成有壁，一迫（姫松，高橋），築館横須賀
流域下水道事業	迫川流域

へ．商工観光産業基盤整備の支援

商工観光業の振興を図るため、地域資源の有効活用の視点から、商工観光業の経営基盤の強化や拠点となる施設整備が行われます。

【主な県事業】

栗駒レストハウス改築	栗駒岩鏡平
------------	-------

補助事業等による支援

イ．消防防災施設等整備の支援

消防防災施設等の整備に要する経費について予算の範囲内において基準額の一定割合が補助されます。

ロ．商工会活動の広域化促進のための支援

商業振興基盤の強化を図るため、現行の商工会の合併を推進し、組織体制・運営基盤の拡充を図る研究事業等に要する経費の一定割合が補助されます。

ハ．地域交通の確保のための支援

新市において、取り組みが検討されている住民バスの運行について、既存補助制度の合併特例が適用対象となるなど必要な支援が行われます。また、くりはら田園鉄道の運行維持に要する費用についての補助が行われます。

二．その他の支援

新市において、今後、この建設計画に基づき産業施策や基盤整備等、各事業を実施するために、国及び県の各種補助事業の要望がある場合は、平成14年1月28日に県において改正施行した「宮城県市町村合併推進要綱」に基づく合併重点支援地域及び合併市町村への支援施策等により、県事業においては優先採択が、国事業においては優先要望が積極的に検討されます。

制度的支援

イ．新市・県合同政策調整会議（仮称）の設置による支援

新市が必要とする場合、建設計画の実施や県からの権限移譲への対応、あるいは行財政運営全般にわたる、新市と県の政策調整を図るための会議が設置できます。

ロ．国民健康保険事業の広域化のための支援

市町村合併における保険者間の保険税（料）の平準化などに必要な資金の無利子貸し付けを受けられます。

人的支援

イ．専門的職員の派遣

新市において、今後強化が必要な行政サービスを実施するにあたり、専門的職員が不足する場合は新市の要望に基づき、一定期間県職員を派遣することを検討します。

財政支援

イ.「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」による支援

旧町村間の行政サービスの格差是正に要する経費や、合併に伴う電算システム変更などに要する経費等について、毎年度予算の範囲内で交付金を支給します。

ロ.「市町村振興資金」による支援

市町村合併等の広域的連携のもとで行われる公共施設の整備事業に対し、本貸付金による財政支援が講じられるものです。

第5章 公共的施設の適正配置と整備

住民生活に密接に関係する公共的施設の適正配置と整備については、住民サービスの維持、向上を基本として、利便性にも十分考慮し、地域のバランスや特殊性、さらに財政事情を考慮しながら進めていきます。

特に、新たな公共施設については、類似施設の重複整備を避け効率的・効果的な整備や管理運営となるよう十分に検討を行いながら、新市の均衡ある発展と地域住民の福祉向上に努めるものとします。

市役所・支所等

新市の行政面積が、806.38km²と宮城県で最も大きくなるため、市役所までの距離が遠くなり、行政サービスが受けにくくなるのではないかと心配がされています。

そのため、市役所・支所等については住民生活に支障をきたさないよう考慮すると、現在の10役場2支所等の庁舎及び機能を維持していくことが当分の間は必要であると考えます。

また、総合支所となる役場については、地域に密着した窓口業務や地域振興に関する業務などにサービスの低下を招かないよう、各庁舎間の連携を強化し、必要機能の維持に努めます。

公的病院・診療所

新市における公的医療施設数は、県立を含めた病院が4、診療所等が7、合わせて11施設となります。

適正規模・適正配置等を進めるにあたり、広大な面積を有する新市の地理的特性や公共交通の利便性を考慮し、救急車による救急患者の搬送時間の短縮や医療施設までの公共交通の充実を図りながら、検討をしていく必要があります。

また、小児救急医療をはじめ地域医療のさらなる充実をめざし、民間病院を含めた地域医療ネットワーク等の整備を速やかにしていく必要があります。

参考：類似団体の公共的施設数一覧

	新市	北上市	米沢市	鹿沼市
人口(平成12年国調)	84,947人	91,501人	95,396人	94,128人
面積(平成12年国調)	806.38km ²	437.55km ²	548.74km ²	313.30 km ²
人口密度(人口/面積)	105人/km ²	209人/km ²	174人/km ²	300人/km ²
市役所・支所等	12	13	12	11
本庁舎・庁舎	検討中	3	1	1
支所・出張所等		10	11	10
小学校	29	20	18	22
中学校	10	9	8	9
幼稚園	24	12	11	7
市立	22	6	0	0
私立等	2	6	11	7
保育所	15	17	15	17
市立	15	10	3	9
私立等	0	7	12	8
高等学校	5	5	7	4
市立	0	0	0	0
県立・私立等	5	5	7	4
公的病院・診療所	<u>11</u>	3	5	2
市立病院	3	0	1	0
市立診療所等	<u>7</u>	2	3	1
国・県立病院	1	1	1	0
消防署	1	1	1	1
同分署・分遣所等	6	2	4	2
児童館等	2	2	3	3
公民館	18	17	15	10
図書館	1	2	1	1
高齢者福祉施設	6	4	5	5
養護老人ホーム	0	1	0	1
特別養護老人ホーム	6	3	5	4

(平成15年11月本会事務局調べ)

人口密度は人口を面積で除した単純値。
 米沢市の支所・出張所等は連絡所のこと。
 小・中学校、高等学校には分校含まず。
 特別養護老人ホームは、すべて民間による運営。

参考：小中学校の適正規模の条件

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令においては、適正な学校規模の条件として、以下を定めている。

1. 学級数が概ね12学級から18学級までであること。
2. 通学距離が、小学校にあつては概ね4km以内、中学校にあつては概ね6km以内であること。

協議第16号の2

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月5日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 統合後の農業委員会等に関する法律第7条の規定による農業委員会の選挙による委員の定数については40人とする。
- 2 選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鶯沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。

平成 年 月 日確認

農業委員会委員の定数等検討委員会報告書

平成15年10月30日の第6回栗原地域合併協議会において付託決定された農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設置については下記のとおり検討したので報告します。

記

- 1 統合後の農業委員会等に関する法律第7条の規定による農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。
- 2 選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鶯沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫 殿

平成16年 1月28日報告

栗原地域合併協議会
農業委員会委員の定数等検討委員会
委員長 石川秋男

農業委員会委員の定数等検討委員会の協議経過報告書

1 農業委員会委員の定数等検討委員会の設置

栗原地域合併協議会の附属機関として、「農業委員会委員の定数等検討委員会」が設置された。設置年月日、付託事項等は下記のとおりである。

- (1) 名称 農業委員会委員の定数等検討委員会
- (2) 設置年月日 平成15年11月20日
- (3) 付託事項 選挙による委員の定数及び選挙区設置についての検討
- (4) 委員数 関係町村の農業委員会会長10名
合併協議会規約第7条第1項第2号委員5名
合併協議会規約第7条第1項第3号委員5名

(5) 委員名簿

	区 分			区 分	
	関係町村の農業委員会会長			第7条第1項第2号・第3号委員	
1	佐藤 龍光	築館	11	長谷川 厚子(学経)	築館
2	千葉 聰	若柳	12	三浦 徹也(学経)	若柳
3	鈴木 征夫	栗駒	13	千葉 久(議会)	栗駒
4	武田 邦彦	高清水	14	佐藤 幸生(議会)	高清水
5	門傳 仁	一迫	15	山村 喜久夫(学経)	一迫
6	佐藤 健一	瀬峰	16	佐々木 幸男(議会)	瀬峰
7	高橋 次男	鶯沢	17	大内 朗(議会)	鶯沢
8	菅原 博	金成	18	飯田 明(学経)	金成
9	石川 秋男	志波姫	19	白鳥 一彦(学経)	志波姫
10	千葉 幸雄	花山	20	中鉢 泰一(議会)	花山

2 農業委員会委員の定数等検討委員会の開催概要

第1回農業委員会委員の定数等検討委員会

- 1 日時 平成15年12月21日(日)
午後1時30分開会 午後4時30分閉会
- 2 場所 築館合同庁舎第5会議室
- 3 出席者 検討委員会委員20名、
協議会長
事務局9名

4 協議経過

協議の前に、協議会会長より委嘱状の交付が行われた。

(1) 役員を選出

協議の結果、検討委員会委員長に志波姫町の石川秋男委員、副委員長に金成町の飯田明委員を選出。

(2) 委員会スケジュールについて

事務局より資料に基づき、協議会へ提案された調整内容の確認及び審議の経過並びに当委員会に付託された内容とこれからの委員会スケジュールについて説明があり、その後各委員から以下のような意見があった。

- ・協議会へ提案された内容はどこで決められたのか。
- ・農業委員会というのは農業者の代表の機関であり、その関係者の意見を取り入れないで農業委員会を一つと決めたのはおかしいのではないか。
- ・最初から農業委員を含めた形で農業委員会の数あるいは委員の定数を協議するべきだったのではないか。
- ・定数の検討だけではなくて、具体的にどのような検討をするのか、例えば定数40人の場合選挙区を分けて何人にするのか。

これらの意見があり協議会長から説明がなされ、委員会スケジュールについて、協議の結果、全員異議なしで承認される。

第12回協議会(2月5日)へ報告・提言できる日程で協議する旨確認。

(3) 選挙による委員の定数及び選挙区設置についての検討

事務局より資料に基づき説明があり、その後協議に入り、各委員から以下のような意見があった。

- ・連合会で統一した案があれば参考にしたいが、なければ各町村の農業委員会で定数等、選挙区等の案があれば参考としたい
- ・農地面積について、法律の解釈の仕方について他の方法はないのか。
- ・次回まで1選挙区でいくのか、小選挙区でいくのか考えてきてもらいたい。また、どういった方向がいいのか全員に聞かなければ会議が進まない。
- ・基準農業者数の捉え方について、基準を統一していただきたい。
- ・基準農業者数を認定する基準日はいつなのか。
- ・資料が協議会へ提出された内容より少ない。
- ・選挙区の設定についてはもう一度持ち帰って検討しなければならない。
- ・農業委員の選出の配分を定める場合に、慎重を期す意味で次回までいろいろな案を出していただき定めた方がいいのでは。

これらの意見が出され、事務局より農地面積・基準農業者数については次回まで確認しておき、報告する旨回答があり、選挙区については次回の検討委員会で検討するという事で確認した。

(4) 次回会議の日程を協議し、1月13日(火)に開催する旨確認し閉会。

第2回農業委員会委員の定数等検討委員会

- 1 日 時 平成16年1月13日(火)
午後1時30分開会 午後3時50分閉会
- 2 場 所 築館合同庁舎第5会議室
- 3 出席者 検討委員会委員20名、
事務局9名
- 4 協議経過

協議の前に、前回委員からご意見・ご質問をいただいた資料の農地面積及び基準農業者数の捉え方について、事務局より県照会に基づく内容の説明があり、

了承される。

協議に入り、前回確認された事項に基づき、出席委員全員に選挙区設置の考えについて意見を求めた。意見の中では「農業委員というのは、地域の農地を把握しなければならない・各地域ごとの特性があるものであるから、各町村単位で選挙区を設けるべき」という意見が大半を占めたが、「最初から農業委員会を一つとして決められた中では意見は出せない」という意見もあった。また、その選挙区については「最初の選挙のみ」「当分の間」などの意見が出された。

その後の協議で、農業委員の選挙については、現在の町村単位に選挙区を設けて選挙することに集約され、なお、選挙区の設置について、「最初の選挙のみか」「当分の間にするのか」の件については、「農家との繋がり、農地の把握等を考えると当分の間にすべき」という意見が出され、協議の結果、当分の間とすることに集約された。

集約された内容「選挙区については、当分の間合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとする。」

その後「他の協議会では、農業委員会の部会の設置や委員の報酬についても小委員会で話し合われているが、当委員会としての位置付けは」という意見が出され、事務局より「検討委員会で検討する事項は、選挙による委員の定数と選挙区設置について」という説明があった。

選挙区ごとの定数については、次回の検討委員会で協議することとした。

次回会議の日程を協議し、1月27日（火）に開催する旨確認し閉会。

第3回農業委員会委員の定数等検討委員会

- 1 日 時 平成16年1月27日（火）
午後1時30分開会 午後3時15分閉会
- 2 場 所 宮城県築館合同庁舎第1会議室
- 3 出席者 検討委員会委員19名、欠席委員1名
事務局8名
- 4 協議経過

前回集約された内容を確認し、次に「選挙区」ごとの定数について協議した。

協議の中では、たたき台として「選挙人人数に比例（39人）・農地面積に比例（39人）・基準農業者数に比例（39人）した定数の配分方法にする」という意見と「選挙人人数に比例した数の中で花山村は1人となっているが、農地面積は確かに少ないが区域面積は1万ヘクタールを超えている。農業委員というものは、農地の把握、現地調査というものもあるので、花山村にもう1人をプラスして40人にしては」という意見と「最初に1人ずつ10町村に配分（10人）し、その後農地面積に比例して配分（30人）する方法にしては」という意見が出された。

事務局より、「農業委員会等に関する法律において選挙区を設置した場合、各選挙区において選挙すべき委員の定数はおおむね選挙人に比例して条例で定めなければならないとなっております」という説明があり、その後各委員に意見を求め「先ほどの選挙人数に比例した中で花山村が選挙人は少ないが区域面積が広いということで花山村に1人プラスして定数を40人にすることに

しては」という意見が出され、協議した結果、この内容で確認集約された。選挙区ごとの定数について事務局より集約された内容を再度説明させ確認した。

最後に、報告書の文言の確認を行った。その際に「報告書の中に今までの協議経過が入っていないし、3番目として農業委員会の体制・運営に関わることについては農業委員会に権限があるとして提言できる旨を入れるべき」という意見が出され、また、一迫町農業委員会より意見書が出されたが、委員長が協議会へ報告する際に今までの協議経過及び今の意見を踏まえて報告することで承認された。

3 検討結果

- 1 統合後の農業委員会等に関する法律第7条の規定による農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。
- 2 選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鶯沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。

以上、栗原地域合併協議会 農業委員会委員の定数等検討委員会における協議経過報告といたします。

農業委員会委員の定数等検討委員会資料

栗原郡内10町村の現況																							
項目	築館町		若柳町		栗駒町		高清水町		一迫町		瀬峰町		鶯沢町		金成町		志波姫町		花山村		計		
1. 農業委員の定数																							
委員の構成	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	定数	現在数	
・選挙による委員	10	10	12	11	12	12	10	10	10	10	12	12	10	10	10	10	12	12	10	10	108	107	
・法12条1号委員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	20	
・法12条2号委員	5	2	5	2	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	2	5	2	5	1	50	14	
計	17	14	19	15	19	15	17	13	17	13	19	15	17	13	17	14	19	16	17	13	178	141	
2. 農業委員会委員の任期																							
・改選日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成13年4月1日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成15年4月1日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	
・任期満了日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成16年3月31日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成18年3月31日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日
3. 農業委員会選挙委員の定数基準																							
・区域面積 (ha)	6,369	5,256	24,436	2,345	8,758	2,928	3,723	7,845	3,088	15,890	80,638												
・農地面積 (ha)	2,397	2,638	3,998	1,155	2,626	1,525	649	2,448	2,069	503	20,008												
4. 基準農業者数 (10a以上耕作者)																							
世帯数	1,550	1,697	2,883	650	1,593	588	445	1,636	1,145	310	12,497												
農業生産法人数	1	1	5	1	3	0	0	1	1	0	13												
基準農業者数計	1,551	1,698	2,888	651	1,596	588	445	1,637	1,146	310	12,510												
5. 農業委員選挙の選挙人名簿登録者数	3,677	4,280	5,203	1,729	3,523	1,713	1,503	3,964	2,825	756	29,173												
6. 農地法届出処理件数	平成14年度実績																						
第3条関係	55	100	91	13	52	27	19	45	71	3	476												
第4条関係	8	4	6	1	4	2	2	5	9	2	43												
第5条関係	48	22	21	0	30	6	1	15	8	10	161												
第20条関係	14	19	9	0	33	11	0	7	18	1	112												
農業経営基盤強化法	8	65	56	12	108	56	32	3	57	0	397												
計	133	210	183	26	227	102	54	75	163	16	1,189												

農地面積：各町村農家(地)基本台帳 基準農業者数、選挙人人数：各町村農業委員会調べ

協議第 4 6 号

地方税の取扱い（その 2）について

地方税の取扱い（その 2）について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 5 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

地方税の取扱い（その 2）について

- 1 水利地益税については、廃止する。
- 2 都市計画税については、地方税法の規定（0.3 パーセント以内）により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。
課税区域については、新市において調整するものとする。ただし、新市の都市計画（課税区域の決定）が策定されるまでに限り、現行の課税区域については合併特例法第 10 条の規定を適用し、課税免除するものとする。
納期については、固定資産税と同様とする。

平成 年 月 日 確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協 定 項 目	地方税の取扱い(その2)	関 係 項 目	水利地益税・都市計画税
調整方針・調整内容	1 水利地益税については、廃止する。 2 都市計画税については、地方税法の規定(0.3パーセント以内)により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。 課税区域については、新市において調整するものとする。ただし、新市の都市計画(課税区域の決定)が策定されるまでに限り、現行の課税区域については合併特例法第10条の規定を適用し、課税免除するものとする。 納期については、固定資産税と同様とする。		

協 議 項 目	参 考 項 目									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1.水利地益税	1.税率 ・鹿島堰水利地益税 10a当たり440円 ・迫町外3町水利地益税 10a当たり50円 ・玉沢土地改良水利地益税 A区域:10a当たり3,000円 B区域:10a当たり2,000円 C区域:10a当たり1,000円 2.納期 第1期:7月16日～7月31日まで 第2期:11月16日～11月30日まで	該当なし	該当なし	該当なし	1.税率 ・鹿島堰水利地益税 10a当たり200円 2.納期 第1期:4月16日～4月30日まで 第2期:8月16日～8月31日まで	該当なし	該当なし	該当なし	1.税率 ・志波姫町水利地益税 10a当たり600円 2.納期 全期:9月16日～9月30日まで	該当なし
2.都市計画税	1.税率 都市計画税:0.2% 2.納期 第1期:5月16日～5月31日まで 第2期:7月16日～7月31日まで 第3期:11月16日～11月30日まで 第4期:1月16日～1月31日まで (固定資産税と併せて徴収するため)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
参考資料	<p>地方税の特例等</p> <p>合併特例法第10条の規定により、市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができるとされている。</p> <p>【合併特例法】</p> <p>第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く限度として課税しないこと又は不均一の課税をすることができる。</p> <p>その他</p> <p>地方税法第6条及び7条は、公益等による課税免除及び公益や受益に因る不均一課税を規定しており、合併関係市町村においてそれぞれに行われていた課税免除及び不均一課税につき、その取扱いを協議する必要があります。</p> <p>【地方税法】</p> <p>(公益等に因る課税免除及び不均一課税)</p> <p>第6条 地方団体は、公益上その事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税しないことができる。</p> <p>2 地方団体は、公益上その事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。</p> <p>(受益に因る課税免除及び不均一課税)</p> <p>第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税することができる。</p> <p>(市町村の廃置分合があった場合の課税権の継承)</p> <p>第8条の2 市町村の廃置分合があった場合においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村(以下本条において「継承市町村」という。)の区域によって、当該継承市町村が継承する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続き及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ)その他手続きは、それぞれ継承市町村がした賦課徴収その他の手続き及び継承市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続きとみなす。</p>									

協議第47号

一部事務組合等の取扱い(その1)について

一部事務組合等の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成16年 2月 5日
栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

一部事務組合等の取扱い(その1)について

- 1 栗原地域広域行政事務組合及び栗原郡衛生処理組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。
- 2 使用料及び手数料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等審査会については、合併の日の前日をもって当該組合等を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

専門部会名(総務部会) 分科会(行政分科会)NO, - 1

協定項目	一部事務組合等の取扱い(その1)	関係項目
調整方針・調整内容	1 栗原地域広域行政事務組合及び栗原郡衛生処理組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。 2 使用料及び手数料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会、宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等審査会については、合併の日の前日をもって当該組合等を脱退し、新市において合併の日に新たに加入するものとする。	

栗原地域広域行政事務組合

現 状 (1)設立年月日 昭和45年8月8日 (2)構成町村 築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村 (3)管理者 一迫町長 佐藤 覚次郎 (4)業務内容 ・栗原広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定に関する事 ・栗原広域市町村圏計画に基づく事業の実施についての総合調整に関する事 ・廃棄物(ふん尿等液状の汚物又は不要物を除く。)の収集運搬及び処分に関する事 ・火葬場の設置及び運営に関する事 ・社会福祉施設の設置及び運営に関する事 ・視聴覚教育の運営に関する事	・消防組織法及び消防法の規定による消防事務に関する事。ただし、消防団に関する事務は除く。 ・宮城県知事の権限に属する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び火薬類取締法に基づく事務のうち関係町村において処理することとされた事務に関する事 ・栗原文化会館の設置及びその管理運営に関する事 ・東北新幹線くりこま高原駅関連施設の設置及び管理運営に関する事 ・千葉三二郎福祉基金の設置及び管理運営に関する事 ・ふるさと市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画に基づく次に掲げる事業であって広域にわたるものの実施に関する事 イ 観光事業 ロ 健康づくり、スポーツ活動等に関する事業 ハ 地域イベント開催事業 ニ 地域経済、地場産業等の振興に関する事業 ホ 文化事業 ヘ 長寿社会対策事業 ト 地域間交流事業及び国際交流事業 チ 高度情報化事業 リ 人材活用事業及び人材育成事業 ・広域圏活性化プロジェクト中核施設(くりはら交流プラザ)の設置及び管理運営に関する事
---	---

一般職の職員

職員定数及び実職員数(H15.4.1現在) (単位:人)

項 目	定 数	職 員 数	備 考
事務局		15	
はげまし学園	35	4	
ごみ処理施設		13	
消防	140	135	(内訳)・消防本部 20 ・築館消防署 57 ・若柳分署 27 ・栗駒分署 31
視聴覚センター	4	4	
合 計	179	171	

財産(H15.3.31現在)

(単位:千円・台・㎡)

項 目	土 地	建 物			備 品 (車 両)			基 金		地方債等	債務負担行為に基 づく平成15年度の 支出予定額	備 考
		木 造	非 木 造	計	乗 用 車	貨 物 車	そ の 他	基 金 名	金 額			
1 事務局					2			財政調整基金	305,545		129,723	
								その他	1,636,000			
2 はげまし学園			445.34	445.34		1	1	(内訳)千葉三二郎福祉基金	1,008,175			
3 くりはら斎苑			2,065.96	2,065.96			2	ふるさと市町村圏基金	627,825	859,800		
4 ごみ処理施設					1	2	3					
・クリーンセンター	11,462.64		3,299.84	3,299.84						845,155		
・最終処分場(管理)	60,217.00		679.12	679.12						989,128		
・最終処分場(安定)	19481.00											
5 消防	8,417.45		2,757.61	2,757.61			27			30,400		
6 栗原文化会館			5,998.47	5,998.47						131,800		
7 視聴覚センター							1					
8 くりこま高原駅 オアシスセンター			934.77	934.77								
9 くりこま高原駅 駅前広場	46,052.15									6,676		
10 普通財産 (旧伝染病舎)			434.71	434.71								
合 計	145,630.24		16,615.82	16,615.82	3	3	34		1,941,545	2,862,959	129,723	

現 状 (1)設立年月日 昭和39年9月1日 (2)構成町村 築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鷺沢町、金成町、志波姫町、花山村 (3)管理者 若柳町長 菅原 郁夫 (4)業務内容 し尿処理に関すること

一般職の職員 職員定数及び実職員数(H15.4.1現在) (単位:人)			
項 目	定 数	職員数	備 考
栗原郡衛生センター	11	9	
合 計	11	9	

財産(H15.3.31現在)												
項 目	土 地	建 物			備 品 (車 両)			基 金		地方債等	債務負担行為に基 づく平成15年度の支 出予定額	備 考
		木 造	非 木 造	計	乗 用 車	貨 物 車	そ の 他	基 金 名	金 額			
栗原郡衛生処理組合	26,075.92		5,390.60	5,390.60	1	1	1	財政調整基金	204,781	0	0	
合 計	26,075.92		5,390.60	5,390.60	1	1	1		204,781	0	0	

【参 考】 職名及び階級に関する事項
 栗原地域広域行政事務組合

職 階	職 名		
	行 政 職	消 防 職	
8 級	局長総務課長	消防監	
7 級	課長	消防司令長	
6 級	課長補佐	消防司令	
5 級	課長補佐係長	消防司令補	
4 級	係長主査	消防司令補	
3 級	主事	消防士長	
2 級	主事	消防副士長	
1 級	主事	消防士	
行政職給料表適用者分	区 分	主な職務の級	職員数
	課長級	7・8級	13
	課長補佐級	6級	35
	主任主査級		
	係長	5級	49
	主査級	4級	24
	主任級		
	主事級	1・2・3級	47
主事補級			
計		168	
労務職給料表適用者分		5級	
		4級	
		3級	1
		2級	2
		1級	
	計		3

栗原郡衛生処理組合

職 階	職 名		
	行 政 職	消 防 職	
8 級	所長		
7 級	所長、参事		
6 級	所長補佐、副参事、技術副参事		
5 級	所長補佐、副参事、技術副参事、技術管理者		
4 級	係長、技術管理者、主査、技術主査		
3 級	主事、技師		
2 級	主事、技師		
1 級	主事、技師		
行政職給料表適用者分	区 分	主な職務の級	職員数
	課長級	7級	1
	課長補佐級	5級	3
	主任主査級		
	係長	4級	1
	主査級	4級	3
	主任級		
	主事級		
主事補級			
計		8	
労務職給料表適用者分		5級	
		4級	1
		3級	
		2級	
		1級	
	計		1

- 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合
 (1)構成市町村
 気仙沼市、白石市、角田市、名取市、多賀城市、岩沼市及び全町村
 (2)業務内容
 非常勤消防団員の公務災害補償事務及び消防協力者、救急事務
 協力者、水防協力者等の災害補償事務、退職報償事務
- 宮城県市町村自治振興センター
 (1)構成市町村
 仙台市を除く全市町村
 (2)業務内容
 市町村職員の研修事務、市町村の自治振興の調査研究等業務
- 宮城県市町村職員退職手当組合
 (1)構成市町村
 気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市及び全
 町村並びに36一部事務組合
 (2)業務内容
 市町村職員の退職手当支給事務
- 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会
 (1)関係市町村等
 白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市及び59町村、43一
 部事務組合
 (2)業務内容
 非常勤職員の公務災害認定業務
- 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会
 (1)関係市町村
 白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市及び59町村、43一
 部事務組合
 (2)業務内容
 非常勤職員の公務災害認定にかかわる不服申し立て審査の業務

参 考 事 項

○消防手数料

手数料の種類	区 分	金 額		
(1) 消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認		5,400		
(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所等の設置の許可	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000	
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000	
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000	
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000	
		指定数量の倍数が200を超えるもの	91,000	
		貯蔵所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000
			指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000
		屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	20,000
			指定数量の倍数が100を超え1万以下のもの	26,000
			指定数量の倍数が1万を超えるもの	39,000
		屋内タンク貯蔵所		26,000
		地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000
			指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000
		簡易タンク貯蔵所		13,000
		移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)		26,000
	積載式移動タンク貯蔵所		39,000	
	屋外貯蔵所		13,000	

手数料の種類	区 分	金 額		
取扱所	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)		52,000	
		屋内給油取扱所	66,000	
		第1種販売取扱所	26,000	
		第2種販売取扱所	33,000	
	一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	39,000
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000
		指定数量の倍数が200を超えるもの		91,000
		(3) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可		(2)の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
(4) 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所等の設置又は変更の許可に係る完成検査	設置の許可に係る完成検査	(2)の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額		
	変更の許可に係る完成検査	(2)の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1の額		
(5) 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所等の仮使用の承認		5,400		
(6) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所等の設置又は変更の許可に係る完成検査前検査	水張検査	容量1万リットル以下のタンク	6,000	
		容量1万リットルを超えるタンク	11,000	
	水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000	
		容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	11,000	
	容量1万リットルを超えるタンク		15,000	

手数料の種類	区 分	金 額	
		15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	
(7) 火災予防条例第56条の2の規定に基づく指定数量未満の危険物は指定可燃物を貯蔵し又は取り扱うタンクの水張又は水圧検査	水張検査	容量2万リットルを超えるタンク	
		容量1万リットル以下のタンク	6,000
	水圧検査	容量1万リットルを超えるタンク	11,000
		容量600リットル以下のタンク	6,000
	容量600リットルを超えるタンク	11,000	
(8) 火災予防規程第12条の規定に基づく防火管理者証の再交付		1,000	
(9) 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造の許可		220,000	
(10) 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可	競技用紙雷管のみの販売営業の許可	25,000	
	上記以外の販売営業の許可	110,000	
(11) 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可	火薬庫の設置は移転の許可	73,000	
	火薬庫の構造又は設備の変更の許可	8,300	
(12) 火薬取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項及び第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査又は同条第1項及び第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査	製造施設の完成検査	41,000	
	火薬庫の設置又は移転に係る完成検査	41,000	
	火薬庫の構造又は設備の変更に係る完成検査	23,000	
(13) 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可	火薬類の譲渡しの許可	1,200	
	火工品の譲受けの許可	2,400	
	火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の譲受けの許可	3,500	
	上記以外の譲受けの許可	6,900	
(14) 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費許可		7,900	
(15) 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査		41,000	

○その他の手数料

証明手数料	り災に関する証明・その他の証明	1通につき
		300

参 考 事 項

○斎苑使用料 (単位:円)

区 分	単 位	使 用 料		摘 要
		圏域内居住者	圏域外居住者	
15歳以上	1 体	17,000	31,000	
15歳未満	1 体	13,000	23,000	
死産児	1 胎	5,500	11,000	
四肢の一部		4,500	9,000	
改装遺体死後10年未満	1 体	5,500	11,000	
改装遺体死後10年以上	1体から5体まで	5,500	11,000	5体を超え1体を増すごとに400円を加える
胞衣及び産汚物		3,100	6,200	

○一般廃棄物処理に関する使用料(クリーンセンター関係) (単位:円)

手数料の種類	単 位	金 額
ごみ・粗大ごみ処理	100キログラムにつき(ただし、100キログラム未満は100キログラムとみなす。)	一般家庭 500
		事業系 800
動物死体処理	犬	1 体 組合区域内のもの 1,500
		1 体 組合区域外のもの 4,000
	猫	1 体 組合区域内のもの 800
		1 体 組合区域外のもの 2,000

○くりこま高原駅前広場使用料 (単位:円)

使用区分	使 用 料
タクシープール及びタクシー乗降場	1台につき月額 1,000
バス乗降場	1系統につき月額 1,500
駐車場(指定場所)	普通駐車 入場から 6時間まで 100 12時間まで 300 24時間まで 500 入場から出場時までの使用時間が24時間を超える場合の使用料は更に上記により計算した額を加算する。
	指定駐車 1月につき 3,600

○くりこま高原駅オアシスセンター使用料(単位:円)

使用区分	展示ホール
午前(9:00~12:30)	1,500
午後(12:30~17:30)	2,000
夜間(17:30~20:00)	1,000
午前・午後(9:00~17:30)	3,500
午後・夜間(12:30~20:00)	3,000
午前・午後・夜間(9:00~20:00)	4,500

○収集運搬及び処分手数料(衛生センター関係)

区 分	単 位	金 額	備 考
し尿及びし尿浄化槽汚泥	180毎に	92円	収集運搬及び処分

※上記により算出された額に、100分の105を乗じて得た額を徴収する。ただし1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

○センター使用手数料(衛生センター関係)

区 分	単 位	金 額	備 考
し尿及びし尿浄化槽汚泥	1,8000車まで	1,200円	管理者の許可を得た者に限る。
	1,8000を超えるものについては9000ごとに	600円	

※上記により算出された額に、100分の105を乗じて得た額を徴収する。ただし1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

○一般廃棄物処理業等の許可手数料(衛生センター関係)

区 分	金 額
一般廃棄物処理業の許可手数料	10,000円
許可証の再交付手数料	5,000円

協議第48号

新市建設計画（第2章 新市の概要 第3章 建設の基本方針）の
修正について

新市建設計画（第2章 新市の概要 第3章 建設の基本方針）の修正につい
て、次のとおり提案する。

平成16年2月5日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

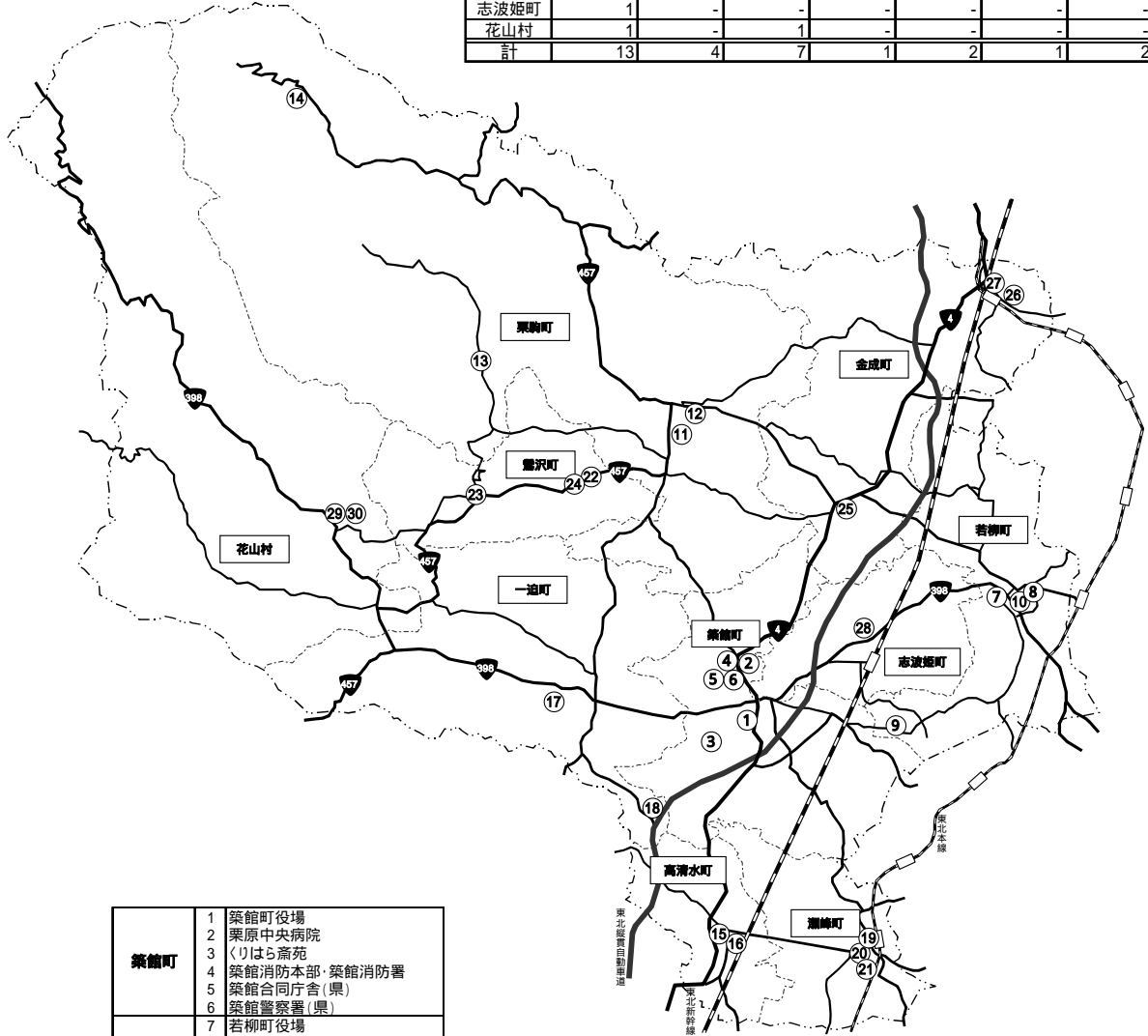
平成 年 月 日確認

第2章 新市の概況

6 公共的施設

役場・病院・消防署・警察署等

	役場	病院	診療所等	消防署	警察署	斎園	衛生施設
築館町	2	1	-	1	1	1	-
若柳町	1	1	-	-	1	-	1
栗駒町	1	1	2	-	-	-	-
高清水町	1	-	1	-	-	-	-
一迫町	1	-	-	-	-	-	1
瀬峰町	1	1	1	-	-	-	-
鶯沢町	2	-	1	-	-	-	-
金成町	2	-	1	-	-	-	-
志波姫町	1	-	-	-	-	-	-
花山村	1	-	1	-	-	-	-
計	13	4	7	1	2	1	2



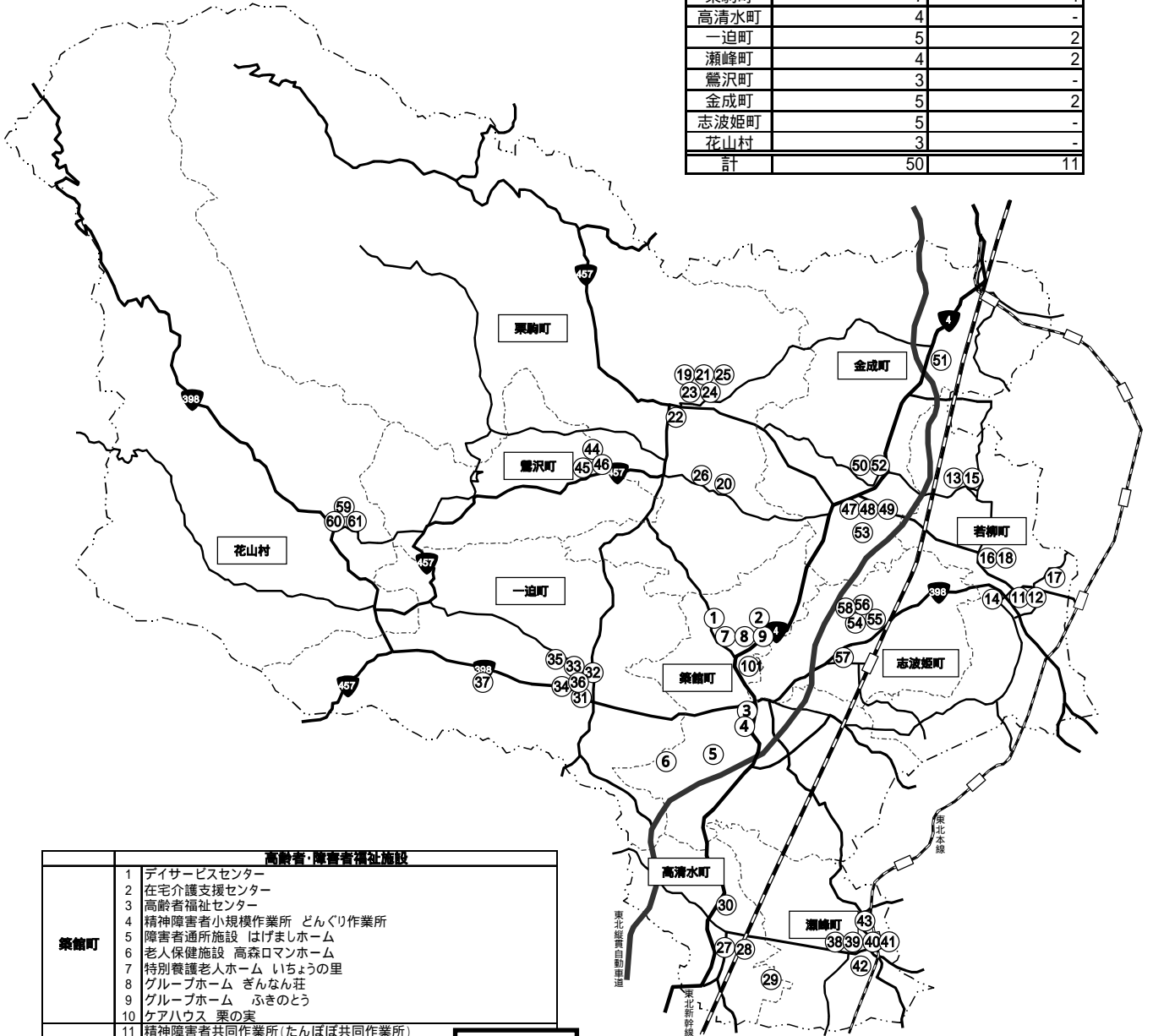
築館町	1	築館町役場
	2	栗原中央病院
	3	くりはら斎苑
	4	築館消防本部・築館消防署
	5	築館合同庁舎(県)
	6	築館警察署(県)
若柳町	7	若柳町役場
	8	国民健康保険病院
	9	栗原郡衛生処理組合
	10	若柳警察署(県)
栗駒町	11	栗駒町役場
	12	国民健康保険病院
高清水町	15	高清水町役場
	16	国民健康保険診療所
一迫町	17	一迫町役場
	18	栗原クリーンセンター
瀬峰町	19	瀬峰町役場
	20	国民健康保険診療所
	21	県立循環器・呼吸器病センター
鶯沢町	22	鶯沢町役場
	23	鶯沢町役場 細倉出張所
	24	国民健康保険鶯沢町医院
金成町	25	金成町役場
	26	金成町役場 秋野支所
志波姫町	27	秋野診療所
	28	志波姫町役場
花山村	29	花山村役場
	30	国民健康保険診療所

名称変更

新規追加

高齢者・障害者福祉施設

	高齢者福祉施設	障害者福祉施設
築館町	8	2
若柳町	6	2
栗駒町	7	1
高清水町	4	-
一迫町	5	2
瀬峰町	4	2
鶯沢町	3	-
金成町	5	2
志波姫町	5	-
花山村	3	-
計	50	11



高齢者・障害者福祉施設	
築館町	1 デイサービスセンター
	2 在宅介護支援センター
	3 高齢者福祉センター
	4 精神障害者小規模作業所 どんぐり作業所
	5 障害者通所施設 はげましホーム
	6 老人保健施設 高森ロマンホーム
	7 特別養護老人ホーム いちょうの里
	8 グループホーム ぎんなん荘
	9 グループホーム ふきのとう
	10 ケアハウス 粟の実
若柳町	11 精神障害者共同作業所(たんぼぼ共同作業所)
	12 知的障害者更生施設 プロメッサ若柳分場 ← 新規追加
	13 デイサービスセンター
	14 在宅介護支援センター
	15 特別養護老人ホーム 若藤園
	16 老人保健施設 グレイスガーデン
	17 グループホーム SAKURA
	18 グループホーム まいはあと
栗駒町	19 デイサービスセンター
	20 高齢者地域福祉施設 さんさんドリーム
	21 在宅介護支援センター
	22 高齢者コミュニティセンター
	23 福祉作業所 三鳥希望の家
	24 精神障害者小規模作業所 駒草ハウス(福祉作業所内)
	25 特別養護老人ホーム 愛光園 ← 新規追加
高清水町	26 グループホーム 快栗駒 ← 新規追加
	27 保健福祉センター(ほっと館)
	28 在宅介護支援センター
	29 高齢者ふれあいセンター(外沢田)
一迫町	30 高齢者ふれあいセンター(善光寺)
	31 老人福祉センター
	32 高齢者生活福祉センター(通所介護部門、デイサービス部門、居住部門)
	33 特別養護老人ホーム 山王
	34 ケアハウス 山王
	35 グループホーム こもれびの家
	36 知的障害者更生施設 プロメッサ一迫分場 ← 新規追加
	37 精神障害者小規模作業所(母子健康センター内)

瀬峰町	38 デイサービスセンター(きり館内)
	39 在宅介護支援センター(きり館内)
	40 知的障害者更生施設 プロメッサ瀬峰分場 ← 新規追加
	41 精神障害者共同作業所 はこべ作業所(きり館内)
	42 特別養護老人ホーム 白鳥苑
43 介護老人保健福祉施設 藤の里(H16.4開業予定)	
鶯沢町	44 デイサービスセンター
	45 在宅介護支援センター
	46 老人福祉センター
金成町	47 デイサービスセンター(やすらぎセンター内)
	48 在宅介護支援センター(やすらぎセンター内)
	49 精神障害者小規模作業所(やすらぎセンター内)
	50 デイサービスセンター(まりあの家内)
	51 老人保健施設 シエスタ
志波姫町	52 グループホーム まりあの家
	53 知的障害者更生施設 プロメッサ
	54 デイサービスセンター
	55 在宅介護支援センター
花山村	56 特別養護老人ホーム 千葉福寿園
	57 グループホーム しわひめ ← 新規追加
	58 グループホーム なごみ ← 新規追加
	59 高齢者生活福祉センター 湖畔の郷
60 在宅介護支援センター(湖畔の郷内)	
61 デイサービスセンター(湖畔の郷内)	

第3章 建設の基本方針

訂 正 前

第3章 19ページ 将来像

【将来像】

交流と発展 夢あふれる くりはら

3つのCで活性化 一人ひとりの力が地域をつくる

Communication

コミュニケーション

Community

コミュニティ

Challenge

チャレンジ

訂 正 後

【将来像】

交流と発展 夢あふれる 栗原

3つのCで活性化 一人ひとりの力が地域をつくる

Communication

コミュニケーション

Community

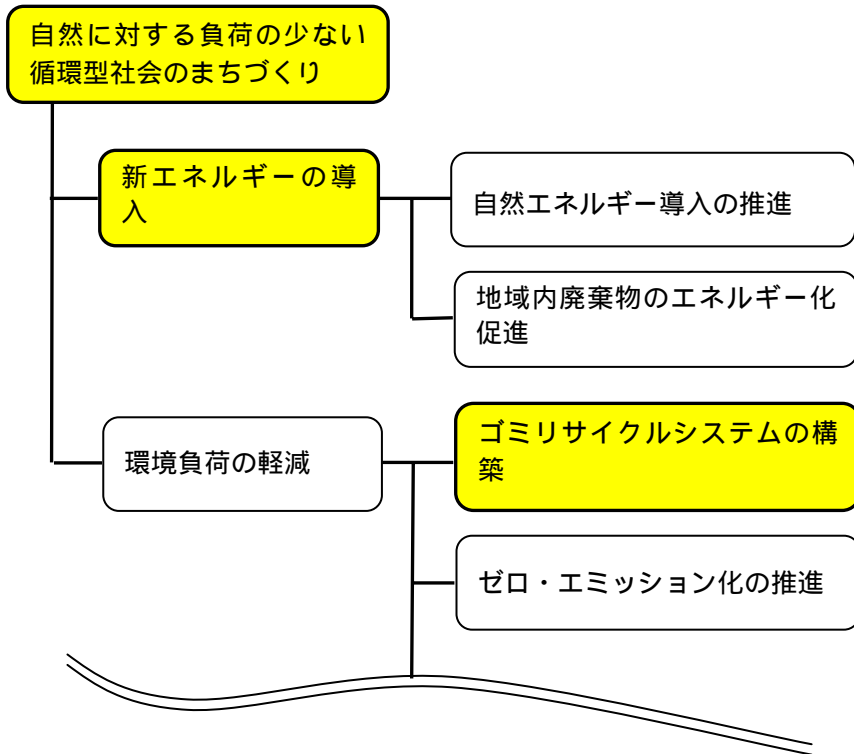
コミュニティ

Challenge

チャレンジ

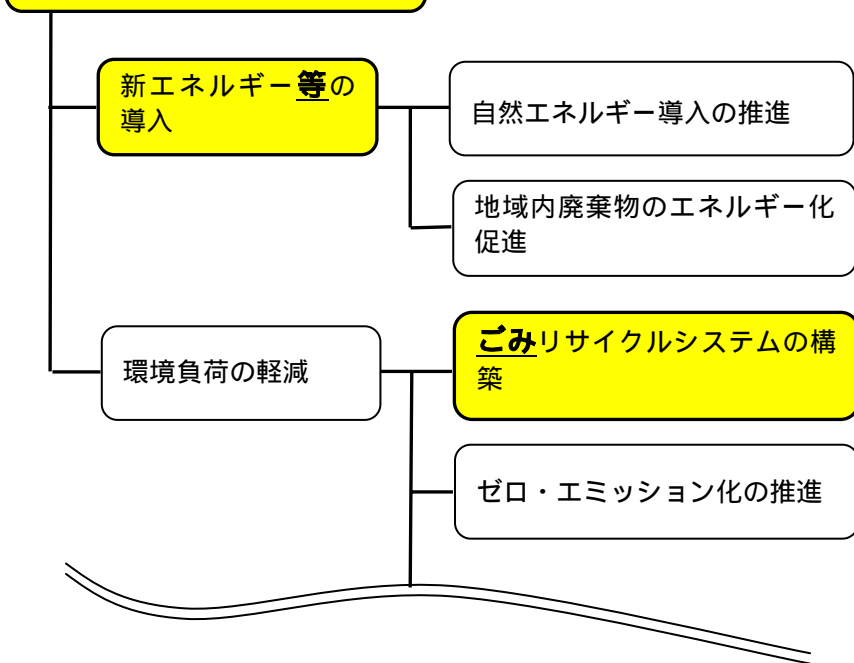
訂 正 前

第3章 22ページ 自然環境分野・定住環境分野



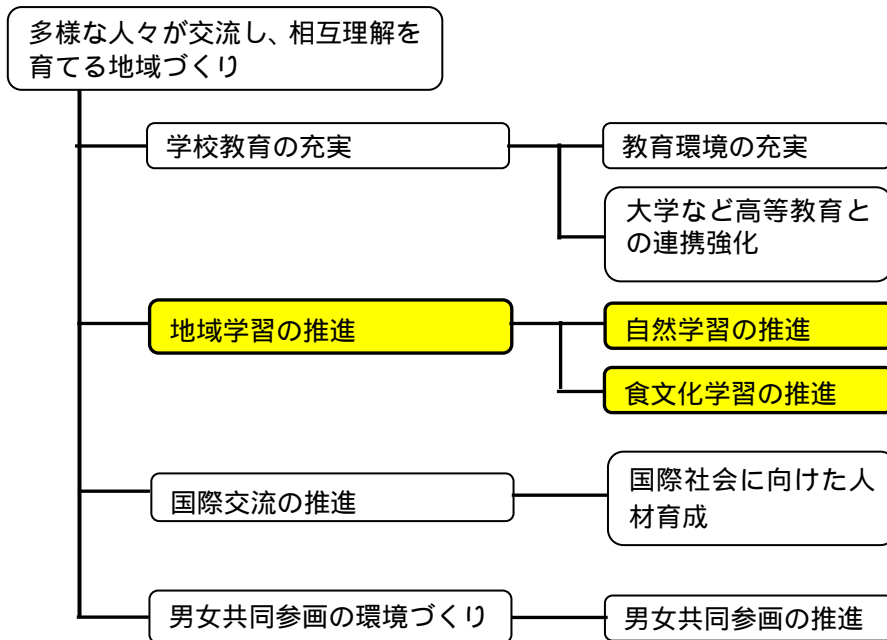
訂 正 後

自然に対する負荷の少ない資源循環型社会のまちづくり

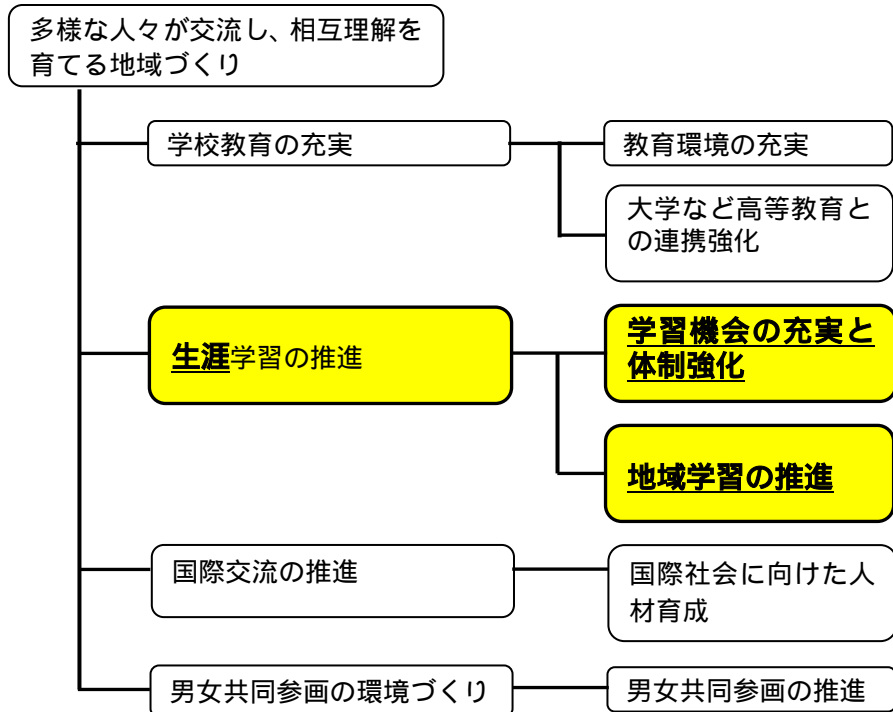


訂 正 前

第3章 24ページ 教育・文化振興分野



訂 正 後



訂 正 前

3章 25ページ 地域産業振興分野

栗原地域を支える産業づくり

新たな生産システムの構築

農業の企業化等雇用環境の改善

農産品、加工物のブランド化

地域産業の充実

農業生産基盤の整備促進

地元商店街の活性化

企業誘致の促進

訂 正 後

栗原地域を支える産業づくり

新たな生産システムの構築

農業の企業化等雇用環境の改善

農産品、加工物のブランド化

地域産業の充実

水田農業の振興

園芸作物の振興

畜産業の振興

林業の振興

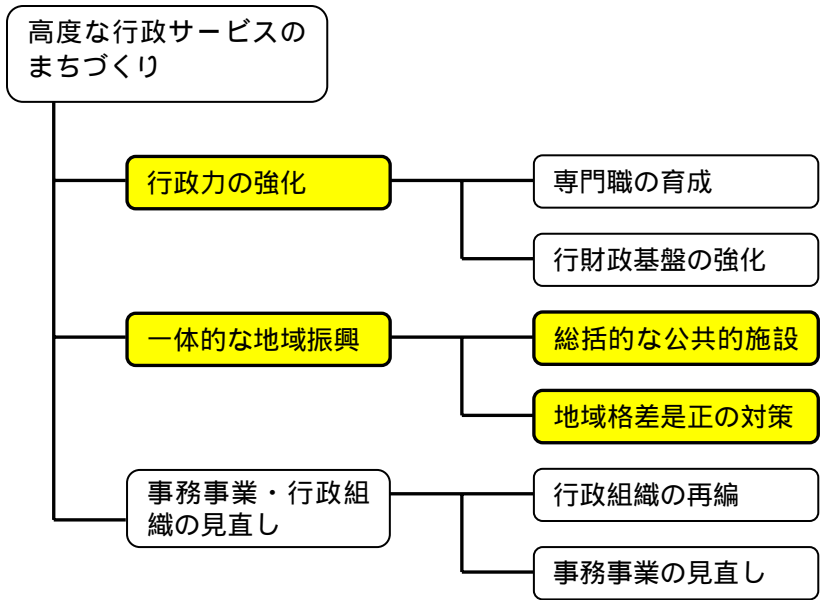
漁業の振興

商業の振興

工業の振興

訂 正 前

第3章 26ページ 行政サービス・住民参画分野



訂 正 後

